

各消費生活協同組合
代表理事 殿

東京都生活文化局消費生活部長

吉村 幸子
(公印省略)

消費生活協同組合の政治的中立の確保について（通知）

標記の件については、貴組合におかれましても日頃から御配慮いただいているところですが、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（以下「組合」という。）の政治的中立の確保については、消費生活協同組合法（昭和 23 年法律第 200 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項において、「組合は、これを特定の政党のために利用してはならない。」と規定されています。

つきましては、任期満了に伴い参議院議員選挙が予定されていることに際して、組合が法の趣旨を十分尊重し、政治的中立の観点から批判を招くことのないよう、徹底されることを要請いたします。

法第 2 条第 2 項の規定の趣旨等については、別添の「消費生活協同組合の運営指導上の留意事項について」（昭和 62 年 6 月 30 日付社生第 77 号厚生省社会局生活課長通知）において、また、組合を特定の政党のために利用することとなる事例については、「消費生活協同組合の政治的中立の確保について」（平成 31 年 2 月 26 日付社援地発 0226 第 3 号厚生省・援護局地域福祉課長通知）において、それぞれ示されているとおりです。

<問い合わせ先>

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
東京都生活文化局消費生活部取引指導課
生活協同組合担当
電話 03-5388-3060